

# 平成30年度社会福祉法人伊豆つくし会事業計画書

## 1 法人運営基本方針

当法人は、下田市・賀茂郡各町で構成された一部事務組合伊豆つくし学園組合が設置・運営していた知的障害児施設伊豆つくし学園の経営を継承すると共に、新たな障害福祉事業を行い、もって地域福祉の推進に努める目的で平成19年3月に設立されました。

その経緯に着目して掲げられた次の理念に沿った運営を行って参ります。

- ① どんなに障がいの重い人でも、地域で安心して暮らしていけるような福祉サービスを提供する。
- ② 利用者ひとりひとりの幸せ実現に寄り添うと共に、保護者の安心をも支えて行く。
- ③ 在宅福祉サービス展開の拠点施設としての役割も果たして行く。
- ④ 福祉サービスの推進、ボランティアの育成・福祉専門職員の養成に携わって行く。

## 2 法人運営の重点項目

### (1) 社会福祉法人制度改革への対応

福祉サービス提供体制の多元化や一部特定の社会福祉法人のガバナンスの欠如、多額な内部留保に対する批判などを背景に、平成28年3月末、社会福祉法が改正されました。

当法人では、平成29年度より、この法改正の趣旨を反映した新定款等に則り、新たな環境の下、その運営に努めておりますが、平成30年度におきましても引き続き社会福祉法人の組織や地域貢献等、法人の公益性の確保に向けた取り組みに力を注いで参ります。

#### ア 経営組織のガバナンスの強化

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付けるとともに、評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関として位置付け、評議員8名、理事7名、監事2名の体制で法人運営を行います。

なお、意思決定機関として位置付けられた理事会に対する牽制機能を評議員会に発揮させるため、評議員と理事は兼務不可といたします。

#### イ 事業運営の透明性の向上

財務諸表、現況報告書に加え、役員報酬基準の公表など、法人の事業運営の透明性の向上に努めます。

## ウ 財務規律の強化

平成29年度は前年度決算において、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）が89,140千円計算されたことから、「社会福祉充実計画」（7ヵ年計画）を策定し、グループホームたんぼぼへのスプリンクラー設備設置を中心とした防災環境の整備や福祉業務に従事する職員の処遇向上など、社会福祉事業充実に向けて計画的再投下を行ってまいりました。

平成30年度は、平成29年度決算に基づく「社会福祉充実残額」の状況を見ながら、「社会福祉充実計画」を踏まえ、計画的に職員の処遇向上などに努めて参りたいと考えます。

なお、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定ではその改定率が+0.47%と微増いたしたところではありますが、法人の施設整備に係る福祉医療機構からの借入残金の返済に係る財政負担も依然無視することができません。

このように長期的に見ますと、法人財政には引き続き厳しいものがありますことから、利用者のサービスの充実をはじめ、職員の人材育成、処遇改善を図りつつ、今後も安定した経営基盤の確立に努める必要があるものと考えます。

## エ 公益的取組み

### （ア）在宅福祉サービスの充実

福祉型障害児入所施設と障害者支援施設が併設している伊豆つくし学園では、その入所施設としての機能の充実・強化はもとより、賀茂圏域市町からの委託事業である「療育支援事業（障害児又は障害の疑いのある児童及びその保護者に対し、通所の方法で交流の場を提供する）」を受託し、在宅福祉サービス展開の拠点施設としての事業の充実に努めます。

### （イ）地域防災への貢献

昨年の梅雨前線や台風による風水害の発生状況などを見ますと、例年にない多発・大規模傾向が見て取れます。

大災害が発生しますと、地域におきましては高齢者や障害者など「災害時要援護者」への配慮や支援が困難となりますが、法人ではそうした課題への対策の一環として、昨年8月9日に「伊豆つくし学園」、「ワークあおぞら」及び「グループホームたんぼぼ」を「福祉避難所」として使用することについて下田市と協定を締結しました。

今後とも法人としましては、このような地域における公益的役割を担って参りたいと考えます。

### （2）福祉人材の確保及び育成

現在、賀茂地域の福祉人材の状況を見ると、下田公共職業安定所のデータによりますと、下田地区の有効求人倍率は平成29年12月現在で2.48（静岡県1.60）

と高く、また産業別では医療・福祉業が前年同月比で56.2%増加するなど、慢性的な人材不足に陥り非常に厳しいものがあります。

本法人では現実に離職した職員の補充に苦慮する状況を呈しており、今後益々福祉人材の確保が困難になることが予想されます。

そうしたことから、本法人としましては、職員がより良く働くことができる環境を整備するとともに、効果的な福祉人材確保、職員の資質向上や離職防止策などについて検討を進めることを余儀なくされております。

また、本年度、国におきましては、「同一労働同一賃金」、「残業時間の上限規制」などを目指した「働き方改革」関連法案の審議が予定されておりますが、本法人におきましても、当該法案審議の動向を見守りながら、その趣旨に沿った職員処遇の見直し等を検討して参りたいと考えます。

### (3) 評議員会・理事会の開催（予定）

<平成30年>

6月上旬 理事会開催

・平成29年度事業報告・決算及び評議員会開催決議

6月下旬 定時評議員会開催

・平成29年度事業報告・決算

9月下旬 理事会開催

・平成30年度第1次補正予算  
・理事長職務執行状況報告

10月上旬 評議員会開催

・平成30年度第1次補正予算

<平成31年>

3月中旬 理事会開催

・平成31年度事業計画及び資金収支予算  
・平成30年度最終補正予算  
・理事長職務執行状況報告

3月下旬 評議員会開催

・平成31年度事業計画及び資金収支予算（評議員会）  
・平成30年度最終補正予算

### 3 各施設の事業計画

#### (1) 伊豆つくし学園

福祉型障害児入所施設 [12名(経過の利用含む)]  
障害者支援施設 [30名 生活介護(通所有)・施設入所支援]  
障害福祉サービス事業(短期入所 併設型6床)  
市町村生活支援事業(基準該当居宅・重度訪問介護、日中  
一時支援・移動支援)  
静岡県障害児者地域療育支援センター事業(県委託・3事業)  
指定相談支援事業(一般・特定・障害児)  
賀茂圏域市町療育支援事業(ひまわり療育教室)

##### 〈伊豆つくし学園〉

##### **福祉型障害児入所施設 [定員12名(経過の利用も含む)]**

学園児童部門では、困難な課題を持った発達障害児や社会的養護を必要とする児童の入所が増加傾向にあり、児童養護施設化してきていることに加え、一方では重い障害によって困難な課題を抱えた児童の入所もあり、軽度の児童と重度重複障害のある児童の2極化した共同生活の場となっております。

18歳を過ぎた児童の進路問題については、平成30年3月31日をもって制度にある経過の利用が終了予定でありましたが、18歳以後の進路先としての成人入所施設がどこも満床であり、待機者が多くいる状態であることから、さらに3年間の延期となりました。しかし、その場しのぎの対応は根本的な解決策とはならず、3年後にはこの例外なき18歳退所の実施は、重い障害を持つ子や帰来先のない子を路頭に迷わせるものであると言わざるをえません。国の政策担当者のみならず、関係機関全体でこの問題を検討・解決していかなければなりません。

学園児童部においては、今年2月に児童1名が退所したため11名の児童数でスタートすることになります。人数は少ないものの、幼稚園児から高校生、21歳の訓練生と幅広い年齢層であり、障害の状態や家庭状況、学校の選択など、一人ひとり異なる課題状況があります。

##### 〈障害児入所施設としての運営方針〉

- ① 福祉型障害児入所施設では、平成24年の児童福祉法改正による障害種別 [三障害：知的・身体・精神(発達障害を含む)] の一元化と少子化の加速、虐待などによる社会的養護児童の増加など施設ニーズも多様であります。賀茂圏域唯一の入所型障害児施設である学園では、圏域内のみならず県東部地区からの入所児童も多くみられ、広

域化しております。

- ② 平成 30 年度中に 20 歳を迎える児童（経過的服务利用中）1 名が経過的服务利用者（生活介護・入所支援）を適用しつつ次の進路先確保を目指しております。
- ③ 県（児相）・市町・学校等とのケース検討会議を実施（6 月）します。児童全員を対象に関係機関が集まり、一人ひとりの現状と課題・将来の進路等について話し合います。
- ④ 個別支援計画に基づいた支援（計画・実践・モニタリング・評価）の実施。
- ⑤ 児童期療育の場として、引き続き処遇困難児童の指導研究体制の確立と専門的処遇が実践できる療育体制作りを目指します。
- ⑥ 訓練生（高等部に通学していない過齢児童）の指導・支援の充実（生活介護同様の日課）。
- ⑦ 制度に基づく施設内虐待防止プログラムの研修と定期的な点検作業の実施により利用児童への適切な指導・支援の実施を目指します。
- ⑧ 学校放課後の日中一時支援（レスパイト）及び春・夏・冬の学校長期休業日における短期入所の受け入れ等、在宅の障害児と家族の支援を継続していきます。

#### <学校教育（障害児入所施設）>

- ・ 下田小学校特別支援学級・下田中学校特別支援学級・東部特別支援学校伊豆下田分校（中学部）・同校伊豆松崎分校（高等部）と児童それぞれの能力・特性に応じた学校選択を可能とし、通学等にかかわる送迎体制も強化します。
- ・ 学校・学園相互の協力と連携：特別支援学校各校との連絡会が平成 24 年度より開かれており、今年度も各学校との連携を強化し、対象児童の育成に手を携えていきます。

### **障害者支援施設（定員 30 名）**

障害者支援施設（成人入所施設）は、一人ひとりの利用者にとっての家であり、仕事場であり、余暇をすごす場でもあります。この学園に住民票を置いている一人ひとりが世帯主として登録されています。そこには一人ひとりの暮らしがあり、人生があります。

利用者の中には、学園に入って間もない方から、3 歳から 30 数年間もの長い期間、この学園で暮らしている人もいます。

学園は彼ら、利用する人たちの日々の暮らしを支え、援け、障害を持っていても一人の人間として尊ばれ、この社会に意味ある存在であり続けることを支援する場でもあります。

#### <障害者支援施設としての運営方針>

##### ① 利用者一人ひとりのための施設であること

利用している一人ひとりの個性（年齢や性別、性格、障害の重さなど）に見合った、豊かで満足ができる日々の暮らしを提供できるようにします。

豊かで満足できる暮らしとは、（衣食住の保障は当然であるが）健康・仕事・余暇が

保障されている生活であります。とりわけ大人である彼らにとっては個人生活の充実が重要な要素であります。

## ② 将来の地域移行を目指した取り組み

利用している人にとって、今の施設はあくまでも通過していく場所であります。この学園を出た後は、家に帰ることはできなくても、より小規模で気の合った仲間と一緒に、家に近い形で暮らすことを提案します。重い障害があっても、誰でもが、一度はこうした暮らしをすること、それが学園と法人の大きな目標です。そのために下田市と東伊豆町へグループホーム及び通所施設を整備し地域移行がスムーズに行えるよう取り組んでいます。今後も賀茂地区障害者自立支援協議会等と協議し、必要な施設整備を進めていくことが、利用者の幸せ実現につながるものであると考えています。

## ③ 個別支援計画に基づいた支援（計画・実践・モニタリング・評価）

生活介護・入所支援、ともに支援内容の充実を図る。一人ひとりの利用者が①②にあるような豊かな生活を実現していくためには、まずは一人ひとりの個別支援計画（内容）が充実していなければなりません。個別支援計画の中に利用者や家族の意思がどれだけ表されているか、また、本人の自己実現・QOL向上、幸せの実現につながるような内容となっているかについて、モニタリングを含めて、検証していきます。

## ④ 施設内での虐待防止について

児童同様、職員「倫理・行動規定」に基づき、全職員が虐待防止と利用者の人権・権利擁護・自己選択と自己決定等を支援できるような体制を築いていきます。

## ⑤ 地域の在宅障害者が緊急時に頼れる施設を目指す

圏域内の在宅障害児者における緊急時（虐待を受けた場合など）の受け入れや、大規模災害時の福祉避難所の設置など、市町の要請も受けていながら、地域の施設としての役割を果たしていくものであります。

## **ス タ ッ フ 体 制**

① ここ数年、定年前の退職職員が多く出たことから、現状の支援レベルが維持できるか心配もありましたが、職員研修等を重ね利用者の支援をしてまいりました。今年度もベテランの域にある職員が中心になり、若手職員がその力を早期に発揮できるよう、OJTを中心とした職員指導に力を入れていきます。

② 職員一人ひとりが利用児童・利用者の指導・支援の専門家（プロフェッショナル）として、学園のみならず、圏域内の在宅障害児者福祉にも貢献できるよう、専門性を高めるための研修の機会を充実してまいります。園内での研修や外部に出での研修に加え、講師を招聘したセミナーや研修会開催などについても取り組んでみたいと思います。

③ 学園では、指定一般相談支援・指定児童相談支援・指定特定相談支援事業のほか、県委託の地域療育支援センター事業など、地域に在住する在宅障害児者や家族、療育

機関などからの相談・支援を主な業務とした「地域支援係」があり、2名の職員がこれらの業務を担っていきます。

#### 〈 家庭・保護者（各施設）〉

- ① 法人設立の原動力となった保護者が次第に学園に足を運ばなくなってきました。新施設が出来て施設の建物や設備（ハード面）は旧施設とは比べ物にならないほど充実しました。  
しかしながら、施設生活の中身（ソフト面）は旧施設時代と比べ、まだまだであると言えます。学園をより良いものにしていくのは我々職員の仕事ではありますが、「井の中の蛙」にならないためにも、保護者の目で、我が子が生活している学園生活について、多くのご意見を出していただけるようにしていきたい。
- ② その意味からも、面会日等における作業参観会や保護者との意見交換の場、親子行事の開催など、これまでに増して多くの機会を設定していきます。
- ③ 我が子の「個別支援計画」の確認と同意、個別支援計画が本人の日々の支援内容として適切な内容であるかどうか保護者からの意見も十分に取り入れた内容にしていきます。
- ④ 家庭(保護者)と学園(ケース担当・生活介護担当)の密な連携・信頼関係の強化を図る。
- ⑤ 家庭における養育機能の再確認と家庭支援の取組み(とりわけ児童の部門)
- ⑥ 親の会活動への協力と支援

#### 〈 在宅サービス（障害福祉サービス・市町生活支援事業） 〉

- ① 障害福祉サービス
  - ・ 短期入所事業（ショートステイ）：併設型として、児童・成人合わせて6ベッドを設置し、短期入所用として在宅の児童と成人に利用していただいております。しかし、学校等の長期休業時などには利用が集中し、ベッドの確保が大変難しくなっています。このような状態を解消する意味においても、圏域内への施設整備は喫緊の課題であります。
  - ・ 日中一時支援事業（レスパイトステイ）：1日5名を定員として利用を受け入れており、学校放課後など、学生の利用が中心となっています。
  - ・ 居宅介護・重度訪問介護事業（基準該当）、移動支援事業：圏域内に在住する重症心身障害児者の福祉ニーズに応えるために開始した事業です。本年度も、1名の利用者へのサービス提供を実施していきます。
- ② 療育教室  
発達に課題を持つ幼児の早期療育を実施する拠点施設として、圏域内市町からの委託事業「賀茂圏域療育支援事業」（障害幼児療育教室「ひまわり療育教室」）を平成26年

度より実施しております。

- ・ ひまわり療育教室：学園支援系の職員が中心となり、地域の在宅障害幼児の親子療育教室として月4回、年間48回実施する。
  - ・ 肢体不自由児療育教室（伊豆医療福祉センター療法士による巡回指導）  
圏域内在宅肢体不自由児に療育の機会を増やす事を目的に伊豆医療福祉センターから職員（療法士）を派遣していただき、各家庭や園・学校等を巡回して訪問指導を実施します。本年度も年間6回の開催を計画している。
- ③ 障害児者地域療育支援センター事業（県委託事業）
- ・ 療育三事業（施設支援・外来療育・訪問療育）：支援係職員を中心に在宅障害児者の支援を実施する。
- ④ 相談支援事業（指定一般・指定特定・障害児相談支援事業）：
- ・ 相談支援事業（一般的な相談支援・サービス等利用計画の作成とモニタリング）、
  - ・ 圏域内各地区三障害合同相談会の開催
  - ・ 各種福祉サービスの紹介・情報提供・利用申請の手伝い他
- ⑤ ボランティアの受け入れ及び育成
- ・ 中高生を中心としたボランティアの育成と活動を支援
  - ・ 社会人ボランティアの育成・支援
- ⑥ 福祉教育・実習生の受け入れ
- ・ 保育士・児童指導員（社会福祉主事）・社会福祉士・介護福祉士・看護師などの養成（施設実習）、教員の介護体験実習、中・高生等の勤労体験（インターンシップ）受け入れ。
- 〈 その他（他機関との連携） 〉
- （ア）県・市町の関係機関（児童相談所、福祉担当課等）との連絡・連携
  - （イ）圏域自立支援協議会（各部会）への参加
  - （ウ）虐待・要保護等各市町のネットワークへの対応と協力
  - （エ）圏域内福祉関係各事業所との交流と協力・連携を深めるために、研修会や情報交換、行事（交流運動会、交流レクリエーション等）などの実施。



## (2) 生活介護施設ワークあおぞら

### ア 運営方針

利用者増、職員減という状況で、職員は個々の力量を上げ、支援の幅を広げ、利用者の支援目標の実現に向け一層努力するとともに、職員全体が相互理解、連携及び協働等により、チームワークで利用者を支える体制をつくりサービスの質を維持します。

なお、サービス提供は、利用者の健康維持と日中生活の充実に主眼を置いたものとしします。

また、職員の目が減った分の安全確保等を図るため、利用者が、車両やテーブル等様々な設備を利用するうえでの不安を払拭し、必要な場合は入れ替え等を実施するとともに、防火、防災に留意した施設運営に努めます。

### イ 具体的な内容

- ・ 老朽化した送迎用車両は、一部利用者が乗降困難となっており、福祉車両に入れ替えます
- ・ 老朽化の激しい作業台を安全なものに入れ替えます
- ・ 使用期限の到来する消火器を入れ替えます
- ・ ヒヤリハット事例を収集、共有し、利用者の安全確保を図ります
- ・ 家族等との連携により、利用者の健康状態を把握し、感染症等の予防に努めます
- ・ 当事業所において提供する嗜好品について、一定程度制限し、生活習慣病等の改善に資することとします
- ・ ウォーキングや散歩等を継続し、利用者の健康の維持増進に資することとします
- ・ 作業所から継続利用している利用者と、生活介護のニーズが主となっている利用者が、相互によりよい作用が生まれるよう、また、それぞれが満足できるよう創意工夫や構造化を図ります
- ・ 日常生活の安定を目指すとともに、グループごとに外出イベント等を積極的に実施するなど、余暇活動が充実するよう工夫します
- ・ 作品展や地域ふれあい祭り等に参加し、利用者への余暇活動支援に資するとともに、職員の相互交流、情報交換や事業所のPR等を行います
- ・ 福祉避難所として、行政機関や地域住民と連携のもと、平常時、災害時を問わず、その役割を果たすため、適切な災害備蓄を確保するとともに、適時適切な避難訓練等を実施します

### (3) 生活介護施設東伊豆ワークセンター

#### ア 運営方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、関係法令を順守し、障害者の権利擁護等に努めるとともに、適正な福祉サービスを提供します。

また、障害福祉サービスの空白地帯に新たに整備された拠点として、他の福祉サービスを提供する各団体との連携・協力を図り、地域福祉の発展に尽力するとともに、地域住民の信頼に応えるよう努めます。

さらに、地域の在宅障害者やでひきこもり生活を送っている方への支援や特別支援学校高等部の卒業生の受け皿として機能していきたい。

なお、当事業所は、本年の5月に開設2周年を迎えますが、平成29年度の登録者20名と年度途中の利用者3名に加え、新規利用者1名の計24名で新年度をスタートする予定であります。

新年度の目標として、利用者の利用率を高めるために利用者・保護者等のご要望に真摯に耳を傾け、魅力ある作業所の運営をめざしてまいりますとともに、利用者のニーズの充足と作業所日課の充実に努めてまいります。

#### イ【具体的な内容】

- ・ 個人支援計画書における利用者・保護者の要望や願いを計画書に反映するとともに、正確なアセスメントと丁寧なモニタリングを行い、具体的な支援にいかしていきたい。
- ・ 昨年度、地域との関係を重視するイベントとして、5月の連休中にオープンディを開催しました。今年度も引き続き、オープンディの開催を企画し、地域に開かれた事業所をめざしていきたい。
- ・ 障害者優先調達推進法の施行に伴い、東伊豆ワークセンターの製品のPRを積極的に行うとともに、併せて障害者への理解に対する啓発活動への対応を図ります。
- ・ 東日本大震災を教訓に、防災備品の十分な備蓄に配慮するとともに、短期・長期にわたる非常事態への対応を図るとともに、家庭との利用者引き渡しの情報を共有していきたい。
- ・ すぎのこ作品展への共同参加は、職員・利用者のお互いの交流を図るとともに、制作物に対する認識をさらに深める機会として継続的な参加を図ります。
- ・ 東伊豆町健康福祉祭り・河津町産業ふれあい祭りの参加を継続し、地域の社会資源(社会福祉協議会や地域の学校等)や協力団体(ボランティア団体)との関係を深めてまいります。

- 送迎車両の安全運行と事故防止に資するドライブレコーダーの設置に伴い、日常の送迎に関する安全をさらに高めてまいります。
- 自動火災通報装置については、駿東伊豆消防本部への直結型に切り替えを図り、火災や不審者対応に対して迅速な通報が出来るようにします。

#### (4) 共同生活援助施設グループホームたんぽぽ

##### ア 運営方針

施設、設備等の経年劣化や、昨年度の台風被害による設備の破損等を修繕し、利用者及び職員の安心と安全を確保するとともに、防火、防災に留意した施設運営に努めます。

また、職員の勤務条件の変更による影響等を検証し、よりよいサービス提供体制を再構築し、利用者の支援目標の実現に向けた適切な支援の一層の充実を図ります。

なお、サービス提供は、利用者の健康維持と穏やかな生活の実現に主眼を置いたものとします。

##### イ 具体的な内容

- ・台風により破損した門扉を修繕し、事故予防、防犯対策に資することとします
- ・一部機能が損なわれているトイレ等の修繕を行います
- ・使用期限の到来する消火器を入れ替えます
- ・日々の業務に加え、定期的な環境整備等に努めます
- ・利用者の健康状態の把握に努め、家族、通所先及び医療機関等との連携により、定期通院や服薬管理等を徹底し、利用者の健康維持や疾病予防に努めます
- ・当事業所において提供する嗜好品について、一定程度制限し、生活習慣病等の改善に資することとします
- ・適切な歯磨き方法、適切な排泄方法の定着に努めます
- ・平日は、利用者が日中活動事業所に安心して通い、休日は穏やかな生活や余暇を過ごすことができるよう配慮します
- ・相性の悪い利用者同士が、1年365日共に生活することについて、双方の感情等に配慮するとともに、争いごとはできる限り未然に防ぎます
- ・日常の些細な出来事であっても、注意深く観察し、必要な記録を行います
- ・ヒヤリハット事例やトラブル事例を収集、共有し、安全確保と穏やか生活の確保に努めます
- ・日中活動事業所や相談支援専門員等との連携をより強化します
- ・風水害、地震災害等に備え、設備の点検、修繕等を行うとともに、日頃から訓練等を実施し、地域の防災活動にも積極的に参加します
- ・福祉避難所として、行政機関や地域住民と連携のもと、平常時、災害時を問わず、その役割を果たしていくとともに、適切な災害備蓄を確保するとともに、適時適切な避難訓練等を実施します

## (5) 共同生活援助施設グループホームこすもす

### ア 運営方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、関係法令を順守し、障害者の権利擁護等に努めるとともに、適正な福祉サービスを提供します。

また、障害福祉サービスの空白地帯に新たに整備された拠点として、他の福祉サービスの各団体との連携・協力を図り、地域福祉の発展に尽力するとともに、地域住民の信頼に応えるよう努めます。

さらに、現在のグループホームの利用者は10人ですが、経営上の課題として、一刻も早い定員の充足を図り、経営の安定に努めていくとともに、職員の勤務条件の変更に伴い、利用者への支援の質が低下しないよう配慮していきます。

### イ 【具体的な内容】

- ・ 個人支援計画書における利用者・保護者の要望や願いを計画書に反映するとともに、正確なアセスメントと丁寧なモニタリングを行い、具体的な支援にいかしていきたい。
- ・ 男子棟・女子棟の個性を生かし、6人単位の生活の日課がスムーズに送れるようその対応を図ります。(食事・入浴・洗濯等の時間の確認と個々の生活課題に対応します。また、女子棟には車椅子利用者も含まれており入浴等への対応に安全かつ十分な配慮を図ります。)
- ・ 余暇支援は、ショッピング以外に文化活動への関わりを図り、特に近隣の町立図書館への利用は、利用者にとっても多くの情報が得られる場であり、今後とも積極的な利用を図りたい。
- ・ 施設周辺の環境美化に利用者・職員が積極的な取組を図り、地域の環境整備に貢献します。
- ・ 地域防災活動への積極的参加を図るとともに、グループホーム単独で非常事態への対応が図れるよう災害用の備品や食料の備蓄を図ります。